

NEWSWAVE

発行

株式会社 常陽経営コンサルタンツ

新しい時代を切り拓く実践経営情報紙

3月決算、新興国需要が押し上げ 経常増益、黒字転換企業が約5割

上場企業で最も多い決算期は「3月決算」。東京証券取引所の統計月報（HP）には、決算期別の上場会社決算短信集計（金融・保険業、新規上場会社、変則決算会社は集計から除外）が掲載されていて、約8割の1,500社の決算が3月に集中している。ちなみに決算企業数が2番目に多いのが12月で、およそ全体の7%を占める。ビール・飲料メーカーに多く、キリンとサントリー（非上場）は、共に12月決算。

昨年9月の中間決算で増収増益と好調を維持して「不況下でも躍進する企業」として話題を集めた企業が“餃子の王将”（王将フード・京都市）。同社は今年1月、連結業績予想について、昨年9月に続いて2度目の上方修正をすると発表した。売上高は9月時点の予想と比べて

6.2%増、営業利益は同17.2%増と、いずれも過去最高を見込む絶好調企業。

日本経済新聞社の3月決算予想調査によると、上場企業の経常利益は前期比13%増で2期ぶりに増える見通し。自動車（トヨタを除く6社黒字）や電機の経常損益改善が目立ち、波及効果は化学にも及んだ。いずれも新興国需要が回復したのが要因で、最悪期脱出や回復基調が鮮明と分析する。ただし一過性の人員減では削減余力は限られそうだ。電機は構造改革費を今期も計上する。

全体的には、経常増益、黒字転換の企業が半分近くを占めた。今後の成長回帰には欧米の動向が大きなカギになると見ている。

中小企業倒産防止共済制度の拡充 確実な節税商品との声もあり注目

中小企業倒産防止共済法の改正案が今国会で審議される。2010年度税制改正では、「定期金に関する権利の評価」の見直しが予定されており、生保商品による節税策が封じられそうな今、確実な節税商品との声もあり、注目されている。

1978年に創設された中小企業倒産防止共済制度は、共済契約者が拠出する掛金を原資に、取引先が倒産した際、積み立てた掛金総額の10倍の範囲内で、回収困難な売掛債権等の額以内の貸付を受けることができる。貸付を受ける都度、掛金総額から貸付額の10分の1が費用として控除され、掛金は、貸付を受ける権利を得るための実質的な対価であることから、掛金拠出時に損金算入する課税特例が認められている。

改正案では、共済金の貸付限度額を閣議決定に

より迅速に引き上げることができるよう政令事項に改めた上で、貸付限度額を現行の3,200万円から8,000万円に、掛金総額の限度額を同320万円から800万円に、掛金月額限度額を同8万円から20万円にそれぞれ引き上げる。

この共済掛金は全額損金・必要経費となるが、最大の特徴は、この掛金が単なる掛捨てではないところにある。解約は自由で、納付月数が12ヵ月以上なら80%、40ヵ月以上なら100%の掛金が戻ってくる。もちろん無利息ではあるが、100%戻ってくる。いわば積立預金と同様のものだが、積立預金と違って、納めた掛金がすべて損金（必要経費）となるのだ。これが節税効果が注目される所以である。